

米子市掲示第14号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月25日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの対象となる業務

駅前通り周辺公共空間利活用に関する実証実験業務委託
(詳細は別途交付する仕様書による。)

(2) 事業期間、提案上限額等

- ア 業務期間 契約の締結日から令和7年2月28日まで
イ 提案上限額 23,903千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。また、複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、管理技術者が所属する事業者を代表企業者とし、参加する代表企業者が次に掲げる要件すべてを満たさなければならない。

- (1) 令和6年度米子市建設工事(測量等業務)入札参加資格者名簿(建設コンサルタントに限る。)に登録されていること。
- (2) 鳥取県内に契約を締結する権限を有する事務所等(本店、支店又は営業所)を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)において、元請けとして、次に掲げる同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。
同種業務: 地方自治体が発注した歩道を活用した歩行者の滞留促進や回遊性向上に関する社会実験や実証実験
同類業務: 地方自治体が発注した歩道を活用した歩行者の滞留促進や回遊性向上に関する調査、検討等業務

3 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案参加している者、又は提案参加者の構成員となっている者が他の提案参加者の構成員になることはできない。

4 第1次審査

参加申込者が4社を超えた場合には、提出された提案書について評価をし、4社を選出する。ただし、参加申込者が4社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

5 第2次審査

第2次審査の参加者として選定された者は、提案書及びプレゼンテーションによる第2次審査を行う。

6 最優秀案等の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、第2次審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

7 手続等

別途交付する実施要領による。

8 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

9 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。